

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
17. 火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示		火薬類取締法 第11条 第1項 ただし書き	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 一定数量以下の火薬類を火薬庫外において貯蔵しようとするときは、貯蔵しようとする場所について市長の指示を受けなければなりません。 申請に係る火薬庫外貯蔵場所の位置、構造及び設備が、それぞれ技術上の基準と同等以上の性能を有していることが必要です。 			
4. 関係条文			
法	施行令	施行規則	市細則
		第15条 火薬庫外に貯蔵できる火薬類 第16条 火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準	第3条 火薬庫外貯蔵場所の指示申請
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
		10日	2部
8. 告示又は通知			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第15条の表に掲げるその他の火工品の数量（昭和49年2月15日通商産業省告示第51号） 火薬類取締法施行規則第15条第2項の規定に基づく火薬庫外において貯蔵することのできる信号焰管（平成9年9月26日通商産業省告示第547号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和42年6月30日42化局第291号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和42年12月20日42化局第648号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和46年10月21日46保局第445号） 火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日50立局第128号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和54年9月10日54立局第531号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（平成6年7月29日6立局第230号） 火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号） 			
9. 審査する事項			
火薬庫外貯蔵場所の位置、構造及び設備が、それぞれ技術上の基準と同等以上の性能を有しているか審査します。			